

荒川区学童クラブ等における障害児の受入れに関する要綱

10 荒地区発第240号
平成11年3月30日制定
(助 役 決 定)
平成16年 6月 11日一部改正
平成17年 3月31日一部改正
平成18年 3月31日一部改正
平成19年 4月 1日一部改正
平成20年 2月15日一部改正
平成22年 4月 1日一部改正
平成26年 2月 7日一部改正
平成26年12月10日一部改正
平成27年11月 2日一部改正
平成31年 3月28日一部改正
令和 2年 3月11日一部改正
令和 5年 9月29日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、荒川区学童クラブの運営に関する条例（平成10年荒川区条例第35号。以下「条例」という。）第3条に規定する対象児童及び荒川区放課後子ども教室事業実施要綱（平成23年3月31日付け22荒子児第2841号）第8条に規定する対象児童のうち、心身に障害を有するもの及び心身の発達状況からみてこれと同様の配慮を必要とするもの（以下「障害児等」という。）の受入れについて、必要な事項を定めることにより学童クラブ事業及び放課後子ども教室事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 学童クラブ及び放課後子ども教室（以下「学童クラブ等」という。）を利用することのできる障害児等は、学童クラブ等における集団生活が可能であり、かつ、健常児とともに保育又は指導することが適切であると認められる児童とする。

(受入施設)

第3条 学童クラブにおける障害児等の受入れは、条例第2条第3項本文の規定にかかわらず、全ての学童クラブにおいて実施するものとする。

2 放課後子ども教室における障害児等の受入れは、全ての放課後子ども教室において実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、学童クラブ等の施設及び運営環境その他の状況を考慮して必要があると認める場合は、受入施設の調整等を行うことができる。

(受入児童数)

第4条 学童クラブ等ごとの障害児等の受入児童数は、障害児等本人の障害の状況、在籍児童数の状況、職員体制、施設の環境及び条件等を考慮して、個別に判断するものとする。

(審査会の設置)

第5条 学童クラブ等における障害児等の適切な保育又は指導(以下「障害児等の保育等」という。)の実現を図るため、学童クラブ等における障害児等の適切な保育又は指導の実現を図るため、障害児等受入審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の所掌事項)

第6条 審査会は、次に掲げる所掌事項について審査を行う。

- (1) 障害児等が第2条に規定する対象児童に該当するかどうかの判定に関すること。
- (2) 障害児等の学童クラブの利用又は放課後子ども教室の登録(以下「学童クラブ等の利用等」という。)に係る承認及び不承認並びに利用の停止に関すること。
- (3) その他障害児等の保育等に関して必要と認められる事項

2 前項に規定する審査は、別表に掲げる基準及び学童クラブ等が審査会に提出する生活状況調査表(別記第1号様式)を基に行うものとする。

(審査会の構成)

第7条 審査会は、次に掲げる委員をもって構成し、会長は子ども家庭部児童青少年課長、副会長は子ども家庭部子育て支援課長をもって充てる。

- (1) 子ども家庭部児童青少年課長
- (2) 子ども家庭部子育て支援課長
- (3) 福祉部障害者福祉課長
- (4) 荒川区立心身障害者福祉センター所長
- (5) 荒川区立教育センター所長
- (6) 荒川区立教育センター特別支援教育係長
- (7) 荒川区立心身障害者福祉センター心理士
- (8) 子育て支援相談専門員

(審査会の運営)

第8条 会長は、必要に応じて審査会を開催し、会議を主宰する。

- 2 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要に応じ委員以外の関係者を審査会に出席させて、意見を聞くことができる。
- 6 審査会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(利用等に関する決定等)

第9条 区長は、第6条の規定による審査会の審査結果に基づき、次に掲げる利用等に関する事項について決定する。

- (1) 学童クラブ等の利用等に係る承認又は不承認
- (2) 学童クラブ等の利用等を承認するに当たり付すべき要件
- (3) 学童クラブ等の利用等を承認された対象児童が、保育等を継続することが適切でないと認められる場合の利用の停止

2 障害児等に当たらない児童として学童クラブの利用又は放課後子ども教室の登録の承認を受けた後に当該児童が障害児等であると判明した場合は、審査会は第6条第1項第1号の規定による審査を行うものとし、区長は、当該審査結果に基づき当該児童を対象児童として継続して利用させるかどうかについて決定する。

（職員の配置及び連携）

第10条 障害児等の受入れに当たっては、障害児等の人数、障害の状況、施設の規模等を考慮して、必要な人的措置を行うものとする。

2 障害児等が学童クラブ等（他の施設が併設されている学童クラブ等に限る。）を利用する場合において、学童クラブ等の職員は、必要に応じて併設施設の職員と情報共有を行うものとする。

（報告）

第11条 障害児等を受け入れた学童クラブ等は、生活行動記録表（別記第2号様式）を毎月作成して、速やかに子ども家庭部児童青少年課長に提出するものとする。

（保護者等との連絡）

第12条 障害児等を受け入れた学童クラブ等は、障害児等の保護者、学校等と常に連絡を取り合い、より適切な保護又は指導に努めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、障害児等の受入れに関して必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
ただし、利用の申請その他利用に関することは決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定及び第7条の改正規定は決定の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項ただし書きに規定する対象児童が利用するための手続については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、荒川区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年荒川区条例第 28 号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条に規定する児童が学童クラブを利用するための手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条に規定する児童が学童クラブ又は放課後子ども教室を平成 28 年度に利用するための手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

生活状況調査表

ふりがな		生年月日	
氏 名	男・女	学校名	小 年 組
施設名		作成者	

段 階	1	2	3	4	状 況
身 体 の 状 況	視力	ほとんど見えない	補助具を使用しても見えにくい	補助具を使用すれば見える	
	聴力	ほとんど聞こえない 話せない	補助具を使用しても聞こえにくい	補助具を使用すれば聞こえる	聞こえが悪いが補助具を使わない
	上肢	両手又は片手が不自由で物が持てない	両手又は片手が不自由で細かいことができない		特に障がいはないが細かいことができない
	下肢	ほとんど歩けない	つかまって歩く	一人でやると歩く	歩くが走ることができない
	移動（座位）	補助具を使用しても困難	補助具を利用すれば可能だが希望施設では困難	補助具を利用すればおおむね可能	おおむね一人での移動や座位の保持ができる
	基 本 的 生 活	食事	全面的に介助が必要	大部分介助が必要	一部分介助が必要
排泄		全面的に介助が必要	大部分介助が必要	一部分介助が必要	時々失敗する
衣服着脱		全面的に介助が必要	大部分介助が必要	一部分介助が必要	どうにか一人でできる
言 語 理 解	言語表現	ほとんど意思を伝えられない	言葉はないが態度や行動で意思を伝える	簡単な言葉や特定の言葉しか言えない	大体のことは話せるが不明瞭
	言語理解	ほとんど理解できない	的確ではないが反応する	繰り返して話せば簡単なことは理解する	大体のことは理解できる

段 階		1	2	3	4	
社 会 性	対人関係	成立しない	特定の人とな ら成立する	成立するとき としないとき がある	ほぼ成立する	
	集団参加	ほとんど参加 しない	特定の小集団 ならどうにか 参加する	指示により 参加する	自発的に参加 する	
	指示理解	ほとんど認め られない	的確ではな いが反応する	繰り返せば 指示に応じ た反応がで きる	指示に応じた 反応ができる	
	破壊・加 害行為	頻繁にあり 注意しても 自制できない	時々あり、 注意しても自 制できない	頻繁にあるが 注意すればあ る程度自制 できる	時々あるが 注意すれば自 制できる	
	危険認識	ほとんど認識 できず常時 管理が必要	常時視野に 入れて管理が 必要	注意と配慮が 必要	一般的な危険 はある程度 認識している	
性 格 ・ 行 動	多動傾向	極めて多動で 目が離せない	服薬や介助により落ち着く		注意すれば 落ち着く	
	自閉傾向	自閉症と診断 されている	自閉症の疑いがある			
	情 緒	常に不安定で ある	不安定であ ることが多い	時として不安定である		

合計点

身体状況による 配慮	
基本的生活に対 する配慮	
集団生活における 配慮	
総合意見	* 障害名

* 該当する項目について、1～4までの段階を記入すること。また、該当する項目について問題がなければ、5を記入すること。

* 心身障害者福祉センターに通所している場合は、障害名等を記入すること。

生 活 行 動 記 録 表

[月分]

児童名	施設名
学校名 小 年 組	担任名

* 今月の指導目標	出席状況		月	火	水	木	金	土	合計
	出								
	欠								
	%								

* 身体の状況	* 遊び
* 生活習慣	* 言語理解
* 集団生活関係	* 性格行動
総合所見	

記入年月日 _____

記入者 _____

別 表（第6条関係）

学童クラブ及び放課後子ども教室障害児等審査基準

下表の状況により審査するものとし、おおむね太線の右側を、利用可能とする

		1	2	3	4	5
身体 の 状 況	視 力	ほとんど見えない	補助具を使用しても見えない	補助具を使用すれば見える		普通に見える
	聴 力	ほとんど聞こえない 話せない	補助具を使用しても聞こえない	補助具を使用すれば聞こえる	聞こえが悪いが補助具を使わない	普通に聞こえる
	上 肢	両手又は片手が不自由で物が持てない	両手又は片手が不自由で細かいことができない	特に障がいはないが細かいことができない		普通に使える
	下 肢	ほとんど歩けない	つかまって歩く	一人でやっ と歩く	歩くが走ることができない	普通に歩ける
	移 動 （座 位）	補助具を使用しても困難	補助具を利用すれば可能だが希望施設では困難	補助具を利用すればおおむね可能	おおむね一人での移動や座位の保持ができる	普通に移動できる 座位を保てる
基本 的 生 活	食 事	全面的に介助が必要	大部分介助が必要	一部分介助が必要	どうにか一人でできる	一人でできる
	排 泄	全面的に介助が必要	大部分介助が必要	一部分介助が必要	時々失敗する	一人でできる
	衣服着脱	全面的に介助が必要	大部分介助が必要	一部分介助が必要	どうにか一人でできる	一人でできる

言語理解	言語表現	ほとんど意思を伝えられない	言葉はないが態度や行動で意思を伝える	簡単な言葉や特定の言葉しか言えない	大体のことは話せるが不明瞭	普通に話せる
	言語理解	ほとんど理解できない	的確ではないが反応する	繰り返して話せば簡単なことは理解する	大体のことは理解できる	普通に理解できる
社会性	対人関係	成立しない	特定の人となら成立する	成立するときとしないときがある	ほぼ成立する	普通に成立する
	集団参加	ほとんど参加しない	特定の小集団ならどうにか参加する	指示により参加する	参加する	自発的に参加する
	指示理解	ほとんど認められない	的確でないが反応する	繰り返せば指示に応じた反応ができる	指示に応じた反応ができる	理解する意欲的に指示に応じる
	破壊・加害行為	頻繁にあり、注意しても自制できない	時々あり、注意しても自制できない	頻繁にあるが注意すればある程度自制できる	時々あるが、注意すれば自制できる	無し
	危険認識	ほとんど認識できず常時管理が必要	常時視野に入れて管理が必要	注意と配慮が必要	一般的な危険はある程度認識している	認識している
性格・行動等	多動傾向	極めて多動で目が離せない	服薬や介助により落ち着く			無し
	自閉傾向	自閉症と診断されている	自閉症の疑いがある			無し
	情 緒	常に不安定である	不安定であることが多い	時として不安定である		安定している